

# いすみ市防災行政無線施設整備事業

## 事業者選定基準

令和5年7月

いすみ市

# 目 次

第 1	総則 .....	1
第 2	事業者選定の概要 .....	1
1.	事業者選定の手順.....	1
2.	審査の方法.....	2
3.	審査の体制.....	2
第 3	一次審査（資格審査） .....	2
第 4	二次審査（提案審査） .....	2
1.	提案価格の適格審査.....	2
2.	加点項目の審査 .....	2
3.	価格評価点の算出方法.....	5
4.	維持管理価格評価点の算出方法.....	5
第 5	最優秀提案の選定 .....	5
第 6	最優先提案者の決定.....	5

# 第1 総則

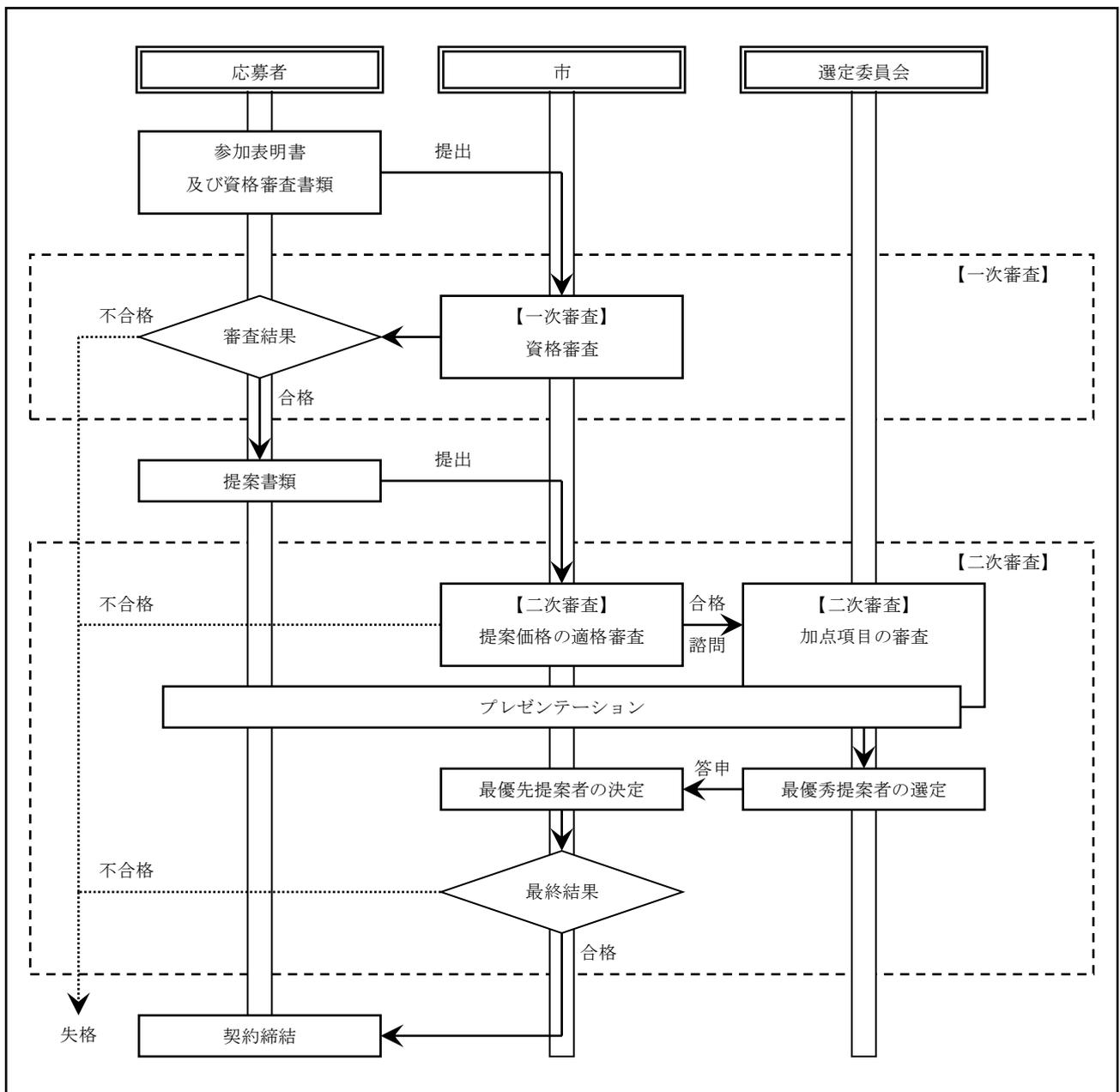
本事業者選定基準（以下「本書」という。）は、いすみ市（以下「本市」という。）が、いすみ市防災行政無線施設整備事業（以下「本事業」という。）の民間事業者の募集及び選定に当たり、応募しようとする者に交付する募集要項と一体のものである。

また、本書は、事業者の選定に当たって、応募者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価し選定するための方法、基準等を示すものである。

## 第2 事業者選定の概要

### 1. 事業者選定の手順

事業者選定に当たっての手順は、次のとおりとする。



## 2. 審査の方法

事業者選定に当たって、二段階の審査により実施し、一次審査として資格審査を、二次審査として提案審査（提案価格の適格審査、加点項目の審査、総合評価値の算定）を行う。なお、資格審査は、提案審査のための提案書類を受け付ける応募者を選定するためにのみ用いることとし、資格審査の具体的な内容について、これを提案審査に持ち越さないものとする。

なお、応募者が1者の場合も、資格審査及び提案審査を行うものとする。

## 3. 審査の体制

審査に当たっては、一次審査をいすみ市入札参加資格審査会、二次審査を本市が設置した「いすみ市防災行政無線施設整備事業選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

### 第3 一次審査（資格審査）

応募者が備えるべき参加資格の要件（募集要項に規定されている要件）を満たしているかどうかの確認審査をいすみ市入札参加資格審査会にて行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、失格（参加資格がない）とする。

### 第4 二次審査（提案審査）

事業者選定基準に関する審議並びに応募者より提出された提案書類の審査を選定委員会にて行い、最優秀提案者を選定する。

#### 1. 提案価格の適格審査

提案書に記載された提案価格が、予定事業費の上限価格以下であることを確認する。上限価格を超える場合は、失格とする。

#### 2. 加点項目の審査

提案価格の適格審査に合格した提案審査書類について審査し、審査結果を技術評価点として定量化する。

技術評価点は100点満点とし、「表1 評価項目と配点」に示す評価項目、審査の視点及び配点に従い、応募者の技術提案書の内容について加点評価し、技術評価点として得点化する。なお、得点化に際しては、「表2 各審査項目の得点化基準」により、得点を付与する。

各評価項目の得点は、各選定委員の得点の平均値とし、全評価項目の得点の合計を技術評価点とする。

技術評価点が60点未満の場合、選定の対象としない。

表 1 評価項目と配点

評価項目	審査の視点	配点	様式・図面等
<b>1. 実績評価</b>			
(1) 企業の実績及び監理技術者実績	ア 同種業務及び同規模以上の実績で各参加者比較	4	様式 2-2 様式 2-3 様式 2-4
<b>2. 提案に関する事項</b>			
(1) システム提案	ア 本市の地域性や、想定される災害を十分に考慮した具体的な提案がされているか。	5	様式 5-2
	イ 本市の課題を整理し、情報伝達が円滑かつ確実に行えるよう具体的な提案がされているか。	5	
	ウ 本市が保有するシステムや、新たに導入する防災アプリ等各種伝達手段と連携し、一元的に操作できる提案がされているか。	7	
	エ 操作卓について、緊急時に専任の職員以外でも迷うことなく迅速に操作できるとともに、誤操作防止を考慮した具体的な提案がされているか。	7	
	オ 遠隔地からのテキスト入力による配信の操作性	7	
	カ 本市の全域をカバーできるよう、スピーカ設備の配置、音圧、騒音等を含めた具体的な提案がされているか。また、高性能スピーカを活用することにより、難聴エリアの解消や海岸部の子局数削減がされているか。	9	
	キ いすみ市防災アプリ特記仕様に基づき、災害時等において確実かつ正確に情報伝達ができる防災アプリの提案がされているか。	9	
(2) 具体的整備計画	ア 工程が妥当かつ具体的に示されており、設計開始から整備完了までの重要なマイルストーン設定や、進捗管理の方法などの工程管理方法が具体的に提案されているか。	4	様式 5-3 添付資料 (整備工程表、 施工体制表、緊急体制表)
	イ 既設設備との切替作業に際して、周囲の環境に十分配慮した安全管理の方策が具体的に提案されているか。	6	
(3) システム並行運用時の提案	ア 新旧システムの切替時に無理なく運用停止を短縮する工夫や運用制限せずに現状のサービスを維持する方法を示すとともに既設設備の撤去に伴う放送停止期間を最低限に抑えるための具体的な提案がされているか。	4	様式 5-4
	イ 既設設備の呼出方式に対応し、新旧設備同時に音声放送等が 1 回の操作で行える具体的な提案がされているか。また、中継局等既設設備の取扱い（仮設設備の設置等）について具体的な提案がされているか。	5	

(4) 保守提案	ア 休日・夜間を含め、障害発生時や大規模災害発生時の市役所駆付にかかる時間や緊急時の連絡体制など運用サポート体制が具体的に提案されているか。	8	様式 5-5
	イ 長期の装置保守期間の過去実績、県内での消防防災に関する取り組み等を踏まえ、管理者の負担軽減方法や保守管理方法に関わる独自提案を具体的に提案されているか。	4	
(5) 独自提案	ア 要求水準や(1)～(4)提案以外に創意工夫や新機能を提案するとともに、本事業の目的達成ために有効と認められ、住民サービスに適すると思われる独自提案が具体的にされているか。	8	様式 5-6
(6) 将来的な戸別受信機配備に向けた提案	ア 将来的に戸別受信機を安価に効率よく導入できるように、配布、宅内工法、サポート体制等具体的に提案されているか。	8	様式 5-7
合計		100	

表 2 各審査項目の得点化基準

評価	評価基準	点数化の方法
A	提案が特に具体的で優れている	配点×1.00
B	提案が具体的で優れている	配点×0.75
C	提案が具体的ではあるが標準的である	配点×0.50
D	提案が具体的ではあるが標準を下回る	配点×0.25
E	提案が具体的ではない	配点×0.00

### 3. 価格評価点の算出方法

提案価格は、次の方法により得点化し、価格評価点とする。

- (1) 価格評価点は、40点満点とする。
- (2) 下式により、下限価格の当該提案価格に対する割合を用いて価格評価点として算出する。有効桁数は小数第二位とし、小数第三位は四捨五入する。

$$\text{価格評価点} = \{(\text{最低価格}) / (\text{当該提案価格})\} \times 40 \text{ 点}$$

### 4. 維持管理価格評価点の算出方法

維持管理価格は、次の方法により得点化し、維持管理価格評価点とする。

- (1) 維持管理価格評価点は、20点満点とする。
- (2) 下式により、最低価格の当該提案価格に対する割合を用いて維持管理価格評価点として算出する。有効桁数は小数第二位とし、小数第三位は四捨五入する。

$$\text{維持管理価格評価点} = \{(\text{最低価格}) / (\text{当該提案価格})\} \times 20 \text{ 点}$$

## 第5 最優秀提案の選定

選定委員会は、「第4 2.加点項目の審査」及び「第4 3.価格評価点の算出方法」及び「第4 4.維持管理価格評価点の算出方法」の規定に従い、算出した得点の合計得点（以下「総合評価点」という。）が最も高い提案をした最優秀提案者と次に高い提案をした優秀提案者を選定し、本市に答申する。

但し、選定委員による技術評価点の平均が60点未満の場合、選定の対象としない。

総合評価点は160点満点とする。なお、小数点以下の数値については、小数点第三位を四捨五入して小数点第二位まで算出する。

$$\text{総合評価点} = (\text{技術評価点}) + (\text{価格評価点}) + (\text{維持管理価格評価点})$$

## 第6 最優先提案者の決定

本市は、上記審査の結果により選定された最優秀提案者及び優秀提案者を決定し、最優先提案者を契約の優先交渉権者として決定する。但し、最優秀提案者が事業契約を締結しない場合は、本市は次点提案を行った優秀提案者と事業契約の交渉及び締結の手続きを行う。

提出された技術提案書を審査した結果、いずれの提案も別添資料「資料1 発注仕様書」で示した仕様等を満たしていないと判断した場合は、優先交渉権者の決定を行わない場合がある。